

東京都身体障害者相談員研修会

公益社団法人 東京都身体障害者団体連合会

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザビル 5階

助成事業の概要

1 身体障害者相談員の設置目的

身体障害者相談員（以下「相談員」という。）は、身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、身体障害者地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力、身体に障害のある方に対する援護思想の普及等身体に障害のある方の福祉の増進に資することを目的としている。

2 相談員設置根拠

「身体障害者相談員設置要綱」（昭和42年厚生省社会局長通知）

3 身体障害者相談員の経緯と現状

相談員に関する制度は、昭和42年に発足し、平成12年から都から区へ、また平成13年からは都から市へ移管されたことに伴い、同制度は、基本的には、区市が所管することになった。

「障害者虐待防止法」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立等障害者を取り巻く状況が大きく変動する中で、障害者福祉の向上のためには、マンパワーの充実が望まれ、とりわけ日頃地域で身体障害者に関りの深い相談員の質の向上を図っていくことが期待される。

相談員に対する研修は、前述したように原則的には区市が実施主体となって実施するところであるが、研修未実施の区市もあり、また研修を実施していても全体的に十分な研修体制を敷いているとはいえない。そうした中で、相談員からの要望もあり、区市の研修の格差是正、補完を図るため、当団体では独自に都内全域の相談員等を対象とし

て研修を行っている（※参考 - 過去の相談員参加状況）。故に、区市も東京都身体障害者団体連合会の相談員研修の実施に期待を寄せている。

実施時期 平成29年1月25日（水）

研修内容 藤井康弘元厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長を講師に迎え、障害者施策の現状と課題のご講演をいただいた。

講師の資料は、カラー両面印刷で80ページに及び、パワーポイントを使用して講演されたので、参加者からもわかりやすいと好評であった。（同封資料参照）

事業の成果

各区市町村の相談員への研修にバラツキがある中で、当会はこれまで都内の相談員研修を一元的に実施してきた。今回は、近年障害者福祉の法及び施策が整備されている中で、国の福祉行政を進める事実上の事務方のトップを講師として迎えた。講師は「障害者施策の現状と課題」というテーマで、重厚な資料をもとにパワーポイントを駆使しながらこれまでの障害者福祉の展開を理解しやすいよう述べられた。第一線を退いたとはいえ、このように障害者福祉の要職にあった方から直接、話を聞けることはめったにないことであり、相談員自身も日頃思っていた制度への疑問の解消に役立ったという声も多い。

とりわけ本年度から施行となった障害者差別解消法にまつわる差別の相談も、今後増えて行くと

思われる中で、今回の研修会を通して得られた種々の知識、情報は、相談業務を行っていくうえで、非常に価値の高いものである。すなわち、一つひとつの法なり、施策の背景、考え方が理解でき、それらの趣旨を踏まえ整合性のある相談業務が可能となり、大変有益であった。また、相談員自身の今後の自己研さんの動機づけとなった。

さらに埋もれている障害者を拾っていくためにも、相談活動と場づくりの重要性を実感できた。

■ 成果の広報、公表

当連合会の機関紙「都身連」本年 2 月号にその実施内容を掲載するとともに、本年 2 月 15 日に開催する東京都福祉保健局障害者施策推進部と都内の障害者団体 11 団体で構成する東京都障害者施策推進協議会の席上でも報告する予定であり、各委員からも意見をいただくようにしたい。また、当日パワーポイントとして使用した資料は、障害者福祉の制度が非常に分かりやすくまとまっているので、希望する障害者及び関係者に配布または、送付している。

■ 今後の展開

各相談員については、各区市町村で選任し、養成しているところであるが、区市町村の相談員の運営体制にバラツキがあり、必ずしも十分な効果を上げられない状況にある。そのため当会の研修に寄せる区市町村及び相談員の期待は高い。しかしながら、当会は財政的に厳しく、講師の選定、会場費、資料等の費用の問題、また障害者差別解消法が施行された中で、視覚障害者に対する音声コード資料の整備など各障害者にいろいろな配慮を自らしていかなければならないという課題がある。今後、研修内容を一層充実させ、相談員のニーズに即した研修を継続・発展していきたいと考える。